

## 別紙 1

# 藤枝市被災者生活再建支援システム更新業務委託 仕様書

## 第 1 章 総則

### (適用)

第 1 条 本仕様書は、藤枝市（以下「発注者」という。）が実施する「藤枝市被災者生活再建支援システム更新業務委託」（以下、「本業務」という。）について適用され、受注者が執行しなければならない一般的事項を定めたものである。

### (業務の目的)

第 2 条 本業務は、災害時における建物被害認定調査、罹災証明発行業務及び被災者の生活再建に向けた各種業務を公平・公正かつ迅速に進めるために、令和 2 年度に発注者が導入した被災者生活再建支援システム（以下、「本システム」という。）と家屋間取図管理システムを更新することを目的とする。

### (作業期間)

第 3 条 本業務の作業期間は、契約締結の日から令和 8 年 1 月 31 日までとする。

### (準拠法令)

第 4 条 本業務は、本仕様書によるほか、以下の関係法令及び各種法規等によるものとする。

- (1) 災害対策基本法及び同施行法令等
- (2) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針
- (3) 藤枝市地域防災計画
- (4) 藤枝市罹災証明書等取扱要領
- (5) 地方税法及び同施行法令等
- (6) 固定資産評価基準
- (7) 不動産登記法及び同施行法令等
- (8) 測量法及び同施行法令等
- (9) 地理空間情報活用推進基本法及び同施行法令等
- (10) 個人情報の保護に関する法律及び関係諸規則
- (11) 藤枝市情報セキュリティポリシー
- (12) 藤枝市財務規則
- (13) その他関係法令・規則・通達等

### (秘密の保持及び中立性の義務)

第5条 受注者は、本業務遂行上で知り得た事項を漏洩し、または、資料を発注者の許可なく他に公表・貸与してはならない。

(個人情報の保護規定)

第6条 受注者は、発注者が管理する個人情報の取扱いについては、別紙4「個人情報取扱特記仕様書」を遵守すること。

(保有資格等)

第7条 本システムは個人情報を取り扱うシステムであることから、データセキュリティ対策及び個人情報保護対策を講じなければならない。また、クラウドシステムの安定的で確実な運用の支援を行うための対策及びマネジメントを講じなければならない。受注者は、これらの対策を講じることに於いて以下の認証を受けていることとし、業務着手時にその認証を証明する登録証の写しを発注者に提出するものとする。

- (1) JIS Q 27001/ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 又は、JIS Q 15001 (プライバシーマーク)
- (2) JIS Q 20000 (IT サービスマネジメントシステム)
- (3) JIS Q 27017 (クラウドサービスセキュリティ)

(疑義)

第8条 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項等については、発注者と受注者の協議の上、発注者の指示に従い、本業務を遂行するものとする。

(打合せ協議)

第9条 受注者は、本業務の円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて発注者と打合せ協議を実施するものとする。受注者は、打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。

(主任技術者及び照査技術者)

第10条 受注者は、本業務を実施するにあたり、主任技術者及び照査技術者を定め、品質管理を行うものとする。主任技術者は、同種システムの構築または運用実績を有するものであり、測量士の資格を有するものとする。照査技術者は、同種システムの構築実績を有するものであり、技術士(情報工学部門)、情報処理技術者試験(高度試験に属するもの)、測量士(管理技術者のみ)空間情報総括監理技術者のいずれかの資格を有するものとする。

(業務計画及び提出書類)

第11条 受注者は、本業務着手前に以下の書類を提出し、発注者の承認を得なければならない。また、これを変更する場合は発注者に通知しその承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者届及び照査技術者届

- (3) 業務実施計画書
- (4) 業務実施工程表
- (5) 業務代理人等通知書（経歴書含む）
- (6) 保有資格等の登録証の写し
- (7) その他関係書類

（業務状況の報告）

第 12 条 受注者は、本業務の遂行期間中に発注者が必要と認めた時には業務の進行状況について速やかに報告しなければならない。

（検査及び完了）

第 13 条 受注者は、本業務完了後、業務完了届出書、納品書及び成果品、それに伴う写真帳を提出し、主任技術者及び照査技術者立会いの上、検査を受けるものとする。本システムが本仕様書に記載した通りの動作、性能を達成しているか、標準的な利用環境にて確認したのち完了とする。なお、検査により不具合が生じた場合、受注者は速やかに対処し、発注者の承認を得るものとする。

（契約不適合責任）

第 14 条 発注者は、前条の規定により完了した成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第 15 条 発注者は、第 13 条の規定により完了した成果品に関し、完了した日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果品の完了の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果品の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### （著作権）

第16条 本業務内において成果の著作権は発注者に属するものとし、受注者は本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。なお、受注者または第三者が従前から著作権を有しているものについては、その著作権は発注者に譲渡されないものとする。

#### （貸与資料）

第17条 本業務を実施する上で発注者が保有する資料を貸与するが、受注者は貸与資料の状況を記録する帳簿を用意して確実な管理を実施し、本業務完了後は発注者へ返却しなければならない。また、貸与された資料についてはその重要性を十分認識し、取り扱い及び保管を慎重に行うものとする。なお、貸与資料は本業務のみに使用するものとし、他の目的で使用してはならない。

- (1) 藤枝市地域防災計画
- (2) 藤枝市罹災証明書等取扱要領
- (3) 住民基本台帳データ
- (4) 宛名台帳データ
- (5) 家屋課税マスターデータ
- (6) 家屋現況図データ
- (7) 地番現況図データ
- (8) 航空写真データ
- (9) 地形図データ（Shape ファイル形式等、標準的なファイル形式）
- (10) 家屋見取図
- (11) 家屋評価図面データ
- (12) その他業務に必要と認められる資料

## 第2章 業務概要

### (調達範囲)

第18条 本業務の調達範囲は、以下のとおりとする。

(1) 被災者生活再建支援システム更新

令和2年度に発注者が導入したNTT東日本株式会社が提供する「被災者生活再建支援システム(Bizひかりクラウド版)」及び「建物被害認定調査モバイルシステム」について、復旧復興期に建物被害認定調査の支援及び調査データの集計を迅速に実施し、罹災証明書の発行、被災者台帳の作成までの業務支援ができるよう更新するものとする。また、上記の業務を行うために必要となるデータ移行も業務範囲とする。

(2) 基本データ変換ツールの構築

(1)で使用する住民データ及び家屋データを、発注者が使用する基幹システム(「COKAS-R4G」(日本電気株式会社製))から本システムに変換するツールを調達し、変換方法を整理し、必要な設定を行うものとする。

(3) ファイルサーバー構築

受注者は、既存のファイルサーバーを撤去し、建物被害認定調査票の画像や調査時の写真を格納の上、(1)から参照可能となる新設ファイルサーバー(NAS等)の調達、構築、設置、データ移行し、必要な設定を行うものとする。

※撤去の際には、電磁的記録媒体のすべての情報を完全に消去するか物理的破壊により復元不可能な状態にし、作業日時、作業場所、作業者、実施方法、対象機器のシリアル番号を記録した作業報告書を提出すること。なお、物理的破壊による場合はシリアル番号と破壊が同時に確認できる写真を併せて添付すること。

### (作業概要)

第19条 本業務の作業概要は、以下のとおりとする。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 計画準備             | 1式 |
| (2) 資料収集整理           | 1式 |
| (3) データ整備            | 1式 |
| ① システム用データファイル作成     |    |
| (4) システム設定           | 1式 |
| (5) 環境調整             | 1式 |
| (6) セットアップ           | 1式 |
| (7) 打合せ協議            | 1式 |
| (8) 各種業務の手順を示した操作説明書 | 1式 |
| ① 建物被害認定調査票作成        |    |
| ② 罹災証明書発行            |    |
| ③ 被災者台帳作成            |    |

(実施スケジュール)

第 20 条 実施スケジュールについては、運用開始を令和 8 年 2 月 1 日からとし、構築に必要な期間は、以下のように想定している。

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| (1) 計画準備・資料収集整理     | 契約締結日～10月中旬       |
| (2) 環境設定            | 10月～11月           |
| (3) 調査票自動データ化システム移行 | 11月～12月           |
| (4) 家屋間取図システム移行     | 11月～12月、1月        |
| (5) 現地作業            | 1月                |
| (6) 動作確認、試験運用       | 1月末               |
| (7) 打合せ協議           | 契約締結、11月末、1月頭、1月末 |
| (8) システム運用          | 2月より 60 か月間       |

(業務終了後の利用・保守)

第 21 条 本業務終了後に発生する本システムの利用および保守に関する費用については、別に契約を予定している。予定している利用・保守内容は下記に示すとおりとする。

- (1) 運用開始は、令和 8 年 2 月 1 日とする。
- (2) システムに関する問い合わせ、障害対応（電話・電子メール等による操作説明、システム障害への対応、バージョンアップ情報の提供）が可能なこと。
- (3) 本システムで運用するアプリケーションの不具合を修正するための機能を追加するプログラムをまとめたソフトウェアを提供すること。
- (4) 障害受付対応は、24 時間 365 日の対応とする。
- (5) 問合せ対応は、土・日曜日、国民の祝日、年末年始を除く 9:00～17:00 の対応とする。ただし、災害時やシステムに深刻な問題が発生した際は別途対応を行うものとする。
- (6) 家屋間取り図 GIS 等データ整備は、最新の状態にするために、年に 1 回、新增築家屋分の追加及び取壊し家屋分の削除を行うものとする。
- (7) 運用終了日には運用報告書を提出するものとする。
- (8) 協議により軽微なシステム及びデータの修正を行うものとする。

### 第3章 システム構成

(システムの利用環境)

第22条 本システムは、以下の構成での利用を想定している。なお、業務端末の動作要件は、下記「被災者生活再建支援システム動作要件表」に示すとおりとする。

#### 被災者生活再建支援システム動作要件表

本システムを利用するうえで、発注者が使用する業務端末の動作要件は次のとおりである。  
 なお、発注者が使用する業務端末の調達は、本業務には含まない。

##### LGWAN接続パソコン

要件分類	要件名	要件詳細
端末	OS	Windows10Enterprise2016LTSC Windows10EnterpriseLTSC、Windows11pro
	ブラウザ	Edge (最新)、Chrome (最新)、Firefox (最新)
	その他	クライアント環境へのプラグインのダウンロードは、原則、不可とする。
ハードウェア	プリンタ	上記PCに接続されたレーザープリンタ
ネットワーク	利用ネットワーク	本市の庁内ネットワーク (LGWAN) に接続。
通信方式	通信方式	HTTPS (暗号化) 通信とする。

##### インターネット接続パソコン等

要件分類	要件名	要件詳細
端末	OS	Windows10pro、Windows11pro ※モバイル版は、AndroidまたはiOS
	ブラウザ	Edge (最新)、Chrome (最新)、Firefox (最新) ※モバイル版は、AndroidまたはiOSの標準ブラウザ
	その他	クライアント環境へのプラグインのダウンロードは、原則、不可とする。
ハードウェア	プリンタ	上記PCに接続されたレーザープリンタ
ネットワーク	利用ネットワーク	インターネットに接続。
通信方式	通信方式	HTTPS (暗号化) 通信とする。

- (1) 発注者が使用する LGWAN に接続された業務端末からの利用を行う。
- (2) ファイルサーバーは発注者の庁内 LGWAN に接続し、業務端末から参照できるように設置する。
- (3) 基本データ変換ツールは、業務端末にインストールをして利用する。
- (4) 調査票等の印刷は、発注者が使用するプリンタで行う。

(システムの規模)

第 23 条 本業務にて調達する災害データベース数、システムを利用可能なユーザー数は、防災訓練での習熟や小規模災害におけるシステム運用の実践を目的とするため、以下のとおり必要最低限とすること。なお、災害が発生した際には、災害規模に応じて、必要となる災害データベース数、システムを利用可能なユーザー数について再検討を行い、状況に応じて別途調達を行うこととする。

(1) 管理可能な災害データベース数

項目	数量
災害データベース数	2

(2) システムを利用可能なユーザー数

項目	数量
罹災証明書等発行可能ユーザー数	1
建物被害認定調査を実施できるモバイル用アプリを利用できるユーザー数	1
損害割合カリキュレーターをインストールのうえ調査利用できるユーザー数	1
被災者台帳を活用した各種支援施策作成可能ユーザー数	5

(システムの機能構成)

第 24 条 本システムで必要な機能は以下に示すとおりとする。

(1) 被害状況管理機能

災害発生後、住家被害、人的被害、避難状況等を登録・集計し、情報共有が可能となる機能

(2) 建物被害認定調査機能

建物被害認定調査票及び被害認定の判定を容易にするためのフローチャートを出力する機能

(3) 罹災証明書発行機能

建物被害認定調査で把握した建物の被害状況と住民基本台帳に基づく住民情報及び家屋課税台帳に基づく家屋情報を地図上で結合した罹災証明書を発行する機能

(4) 被災者台帳管理機能

「被災者台帳の作成等に関する実務指針（内閣府作成）」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（内閣府作成）」を参考として実施する、罹災証明書の内容に基づいた被災者支援（支援金の給付、応急修理・仮設住宅の手配、税の減免、健康相談等）の状況を管理するデータベースを作成する機能

(5) 基本データ変換機能

発注者が保管する住民情報や家屋情報を本システムのデータ定義に合わせて変換する機能

(6) 調査票、調査画像等の参照機能

発注者の庁内 LAN 上に建物被害認定調査票画像や調査時に撮影した写真を格納・管理ができ、本システムから参照できる機能

(7) 調査票自動データ化機能

建物被害認定調査票に入力した被害認定調査結果を読み取り、本システムに自動的に取込及び保存できる機能

(8) 家屋間取図等デジタルデータの出力・印刷機能及びその他アドオン機能

本システムにて、発注者が保管している家屋間取図等デジタルデータを出力・印刷する機能及びその他建物被害認定調査を円滑に進めるために必要な機能

(9) モバイル調査機能

モバイルシステム（タブレットやスマートフォン等）を活用した建物被害認定調査ができ、調査結果を本システムに取込及び保存できる機能

(10) 危機管理用 GIS との連携機能

発注者が使用する危機管理用 GIS（「ALANDIS+」（アジア航測株式会社製））と本システムを連携する次の機能

- ① 危機管理用 GIS に登録された災害報告及び避難者情報データ等に登録した発生日時、発生場所、被災内容等、被災者住所、氏名等を本システムの被害状況管理機能へ取込む機能
- ② システムで登録した被災者台帳データ等に登録した災害別の被災者情報、罹災情報等を危機管理用 GIS で管理できる様に連携する機能

(システムの機能要件)

第 25 条 本システムに必要な機能要件等は、別紙 3-1 「被災者生活再建支援システム機能要件」及び別紙 3-2 「被災者生活再建支援システム運用要件」に示すとおりとする。

(ソフトウェア要件)

第 26 条 本システムに必要なソフトウェア構成及び要件は、以下のとおりとする。

(1) 被災者生活再建支援システム

利用する端末は Microsoft Excel、PDF リーダー及び Microsoft Edge を備えていることを前提とする。

(2) 基本データ変換ツール

被災者生活再建支援システムの基本データ様式に変換が可能であり、同規模の自治体での導入実績があること。

(3) 建物被害認定調査票自動データ化システム

建物被害認定調査結果をスキャナーで読み込み、データ化でき、被災者生活再建支援システムと連携するシステムを導入すること。

(4) ファイルサーバー

複数の災害における建物被害認定調査票データや調査時に撮影した写真データ及びを格納・管理 1 災害、被害 7 万棟であれば 700GB 程度の容量が必要となるため、複数災害の情報登録が可能となる機器（NAS（ネットワークアタッチストレージ）、HDD（8TB 程度）内蔵）を調達すること。

(5) 建物被害認定調査モバイルシステム

建物被害認定調査を実施できるモバイル用アプリをインストールのうえ調査利用できるシステムを導入すること。

(6) 損害割合カリキュレーター

住家被害認定調査（二次調査）で活用する損害割合カリキュレーターをインストールのうえ調査利用できるシステムを導入すること。

（ハードウェア要件）

第 27 条 本システムに必要なハードウェア要件は、以下のとおりとする。

ハードウェア名	要件
建物被害認定調査票電子化専用パソコン（1台）	Microsoft Office、ウイルス対策ソフト、保守5年含む本市の庁内ネットワーク（LGWAN）に接続
建物被害認定調査票電子化専用スキャナー（OCR機能付）（1台）	建物被害認定全調査結果を読み込み、データ化し、本市の庁内ネットワーク（LGWAN）に接続
建物被害認定調査データ保管用ファイルサーバー（1台）	HDD：8TB程度 建物被害認定調査票画像や調査時に撮影した写真を格納・管理し、業務端末から参照できること。 藤枝市情報デジタル推進課内（寸法 幅 600mm×奥行 1,035mm×高さ 1U ラック以内）に設置できること。
モバイル端末（1台）	メモリ 8GB ストレージ 64GB 以上 iOS10, Android4.4 以降

## 第4章 システム更新

(ハードウェア等の調達、インストール及び環境設定)

第28条 受注者は、システムに必要なハードウェア、ミドルウェア（データベース、ウイルス対策等）及びソフトウェアの調達、設置、OSのインストール及び作動するために必要な環境設定を行うこと。また、本システムを利用する発注者の業務端末へのソフトウェア等のインストール及び環境設定等を行うこと。

(家屋間取図等デジタルデータの移行)

第29条 受注者は、現在運用されているシステムデータを更新後のシステムにて利用できるようにデータ移行、設定を行うこと。また、発注者が提供する家屋課税台帳データ及び住民基本台帳データ等の読み込み確認を行うこと。

(危機管理用GISとの連携)

第30条 受注者は、発注者が使用する危機管理用GISと本システムを連携できるように、必要なデータ変換ツールの設定等を行うこと。

(データのバックアップ)

第31条 受注者は、システム障害、天災等が発生した場合に、速やかにデータを復旧できるように、外付けハードディスク等によるデータのバックアップ対策を講じること。

(動作確認試験)

第32条 受注者は、本システムが標準的な利用環境において所定の動作及び性能が得られているかを確認すること。動作確認試験を実施する際に、事前に試験計画を発注者に提出し、承認を得ること。また、動作確認試験の結果をもとに、発注者の要望に沿うように調整すること。

(操作説明書の提供)

第33条 受注者は、本システム導入後、各種業務の手順を示した操作説明書を作成し提供すること。

## 第5章 成果品

(成果品)

第34条 受注者は、以下のとおり成果品を納入すること。

- |                                                     |                     |
|-----------------------------------------------------|---------------------|
| (1) 被災者生活再建支援システム<br>(ライセンス証書、ハードウェア、ミドルウェア、ソフトウェア) | 1式                  |
| (2) 家屋評価間取り図等デジタルデータ出力・印刷アドオン機能 (システム格納)            | 1式                  |
| (3) 住民基本台帳データ等取込み機能 (システム格納)                        | 1式                  |
| (4) 建物被害認定調査票電子化専用パソコン                              | 1台                  |
| (5) 建物被害認定調査票電子化専用スキャナー (OCR 機能付)                   | 1台                  |
| (6) 建物被害認定調査データ保管用ファイルサーバー                          | 1台                  |
| (7) 建物被害認定調査用モバイル端末                                 | 1台                  |
| (8) 損害割合カリキュレーター                                    | 1式                  |
| (9) システム用データファイル                                    | 1式                  |
| (10) システム動作確認報告書                                    | 1式                  |
| (11) 試験報告書                                          | 1式                  |
| (12) ファイルサーバー撤去に係る作業報告書                             | 1式                  |
| (13) 被災者生活再建支援システム 操作説明書(一般ユーザ用) 紙資料                | 5部                  |
|                                                     | PDF 形式電子データ CD-R 1部 |
| (14) 被災者生活再建支援システム 操作説明書(管理者用) 紙資料                  | 5部                  |
|                                                     | PDF 形式電子データ CD-R 1部 |
| (15) その他打合せ記録等                                      | 1式                  |

